

青森県の県境不法投棄現場の環境再生計画策定における田子町の集約した意見(要約版)

1 はじめに

県境不法投棄現場の原状回復対策については、青森県の全量撤去を基本とする原状回復方針により、産廃特措法に基づく国の支援により実施。これに対して、廃棄物及び汚染土壌等の全量撤去による原状回復対策完遂後の環境再生は、平成15年4月2日に青森県知事が県の行政責任を認め、おわびを表明したことに基づき、その実施と管理が青森県の責務としてなされるものと田子町では認識。これらの経緯に従い、青森県の要請により提出する田子町の意見については、環境再生計画に十分反映・採用されるようお願い申し上げつつ、その実施に当たっては、田子町としてもその連携と協力を惜しまない所存。

2 環境再生計画策定の経緯についての情報公開と地元住民説明について

平成21年5月に予定されている1次案を青森県の協議会に諮る前の素案段階において、田子町の意見や提案等が計画策定に当たってどのように考慮されたかの経緯と内容を情報公開し、地元住民説明会を開催して事前に説明しつつ、計画策定に至る過程の経緯を都度県民及び地元住民にわかりやすい形で示しながら進めていただくよう要望。

3 環境再生計画策定における意見の骨子

- (1) 環境再生は、青森県の原状回復方針に基づく廃棄物及び汚染土壌等の全量撤去が完遂されることが前提で、この不法投棄事案の教訓の将来への継承を視点に、青森県の行政責任を明確にしたことによる県の責務としてなされるもの。
- (2) 原状回復後の現場跡地の環境再生の方向性は、ミズナラなどの落葉広葉樹を植栽して元の自然に近い状態の自然林を目指すこととし、この場合、植栽後の保育期間を含めた自然林が形成されるまでの長期的視野に立った計画期間が必要。
- (3) 自然林の再生過程においては、既存の施設等も利用し、事件の経緯と教訓の展示・学習及び資料を保管する小規模な施設を設置し、また、計画区域全域は、跡地見学の場と環境再生過程の研究フィールドに提供されるべき。

4 環境再生計画策定における詳細意見及び要請・要望点

(1) 自然林の再生前における環境修復

植栽を行う前段で、表土の復元等(環境修復)として、客土と土留柵等により安定した植栽基盤の造成が必要。ただし、現地にある覆土が単に土壤環境基準を満たすことだけをもって客土等に再利用することには反対。青森県は原状回復基本方針にあるよう住民のコンセンサスを得ることを遵守すべき。

(2) 自然林の再生手法

自然林のイメージは夏緑広葉樹の混交林とし、植栽樹種は潜在自然植生を調査推定して数十種を選定し、ポット苗で混植・密植する。この手法は誰でも植栽可能なため植樹祭等のイベントも実施可能。この場合、荒廃地復旧対策等に用いられる外来性の樹種や草本植物の導入は避けるべき。また現地の気候条件の厳しさ等から植栽樹木の枯死が予想され、補植の必要性をあらかじめ計画に盛り込んでおくとともに、計画策定後直ちに地域振興の観点から地元の森林組合等にその育苗委託を発注すべき。

(3) 自然林の再生過程

現場内に、駐車場と事件の経緯と教訓を伝え、産廃不法投棄防止啓発の展示・学習ができ、かつ、関係資料を保管する小規模な施設を設置するとともに、自然林の再生過程において現地は公開し、跡地見学の場や環境再生過程の研究フィールドの場として、一般の方々のほか大学や民間を含む研究機関等にも提供し、施設も使用できるようにすべき。

5 その他

(1) 岩手県との連携

環境再生計画は、「現場は一つ」という認識の元に岩手県と連携して計画を策定すべき。

(2) 不法投棄現場の跡地及び現有する施設等について

不法投棄現場の土地は現在県有地となっており、最低限環境再生が完了するまでは県所有の土地として適正な管理がなされるよう計画に盛り込まれるべき。